

議第56号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第6（第2条関係） 建築関係			別表第6（第2条関係） 建築関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1～43 略			1～43 略		
44 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円	44 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
			45 建築基準法施行令（昭和25年政令第38号）第137条の12第6項の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る制限の緩和の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
			46 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による道路内における建築に係る制限の緩和の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
45～56 略			47～58 略		
備考 略			備考 略		
別表第6の2（第2条関係）			別表第6の2（第2条関係）		

低炭素建築物関係

略

備考

1 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画）について技術審査機関（低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。

2 略

別表第6の3（第2条関係）

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	略
2～7 略	
8 建築物のエネルギー消費性	略

低炭素建築物関係

略

備考

1 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画）について技術審査機関（低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。

2 略

別表第6の3（第2条関係）

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	略
2～7 略	
8 建築物のエネルギー消費性	略

能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第11条の規定による第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付

備考 略

能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付

備考 略

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。